

東三河支部

東三河支部通常総会開催

東三河支部（松井忠博支部長）の第22回通常総会が4月26日（火）午後4時30分から、アークリッシュ豊橋 4F ザ・テラス（豊橋市駅前大通）にて会員43名（委任状を含む。）が出席して開催されました。

来賓として東三河総局県民環境部 環境保全課長 岩見雄史氏、同課主幹（廃棄物対策グループ班長）森 八朗氏、東三河総局新城設楽振興事務所 環境保全課長 小澤博之氏、同長補佐 尾崎敬代氏、豊橋市環境廃棄物対策課長 清原陽介氏、同課長補佐 金子雅泰氏、一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会専務理事待遇 渡邊 修氏、事務局長 小坂元信氏が出席しました。

総会は彦坂真樹監事の司会にて行われ、竹内臨通夫副支部長の開会の辞で始まりました。開会の挨拶で松井支部長は「熊本における地震は、阪神大震災、東日本大震災とは違い、大きな地震の後に本震があり、数回に及ぶ甚大な被害をもたらしました。今現在も避難所で余震におびえながら、日々の生活を取り戻そうと、頑張っておられる方たちがいらっしゃいます。この場をお借りして、この地震で尊い命を亡くされた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。さて、今年の1月協会員の中からコンプライアンス違反を行う者が出て、大変な社会問題を引き起こしました。臨時総会において除名という厳しい処置を取りましたが、我々が築き上げてきた廃棄物の適正処理という信頼を、大きく失墜させることとなりました。今後は支部事業を遂行し、産廃業界の信頼の回復に努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。」と述べました。

議長は慣例により司会者一任にて、松井支部長が選出され議案の審議に入りました。



開会挨拶をする
松井支部長



■第一号議案 平成27年度支部事業部報告、収支決算報告、剰余金処理承認、監査報告

■第二号議案 平成28年度支部事業計画承認
平成28年度支部活動スケジュール承認
平成28年度支部収支予算承認

各議案は担当委員から報告及び説明があり審議の結果、第一号議案、第二号議案は原案通り満場一致にて承認されました。



来賓挨拶をする愛知県
東三河総局 岩見課長

次に来賓の方々の紹介があり、来賓挨拶では東三河総局県民環境部 岩見課長は「産業廃棄物の適正処理につきましては、生活環境を保全し公衆衛生の向上を図る上で重要な課題であります。このような中、産業廃棄物の処理事業におきましては、地域の環境保全や社会秩序の維持、更には循環型社会の構築のための役割を担っていると考えております。最近一部の処理業者の不適切な処理の関係で報道等に取り上げられ、県民の関心が高まり、県民の目も厳しいものとなっております。いま一度基本に立ち返っていただき、引き続き適正な処理に努めていただきたいと思います。」と述べました。

東三河総局新城設楽振興事務所 小澤課長からは「産業廃棄物処理業は経済活動を支える静脈産業として非常に重要な役割を担っております。経済活動



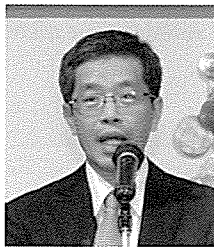
来賓の方々

が健全に発展していくには、優良な産業廃棄物処理業者が数多く育ち、産業廃棄物の適正処理を進めていくことが非常に重要です。愛産協の会員の皆様方は、産業廃棄物処理に関する研修を毎年度行い、日頃から知識の習得や意識の向上に努めておられることに対して、心から敬意を表し産業廃棄物処理の専門家として地域から信頼されることを願っております。」と述べました。

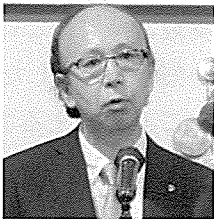
豊橋市環境廃棄物対策課 清原課長からは「本市は市制施行110周年という記念すべき節目の年となっております。7月には海・川・港についての魅力や重要性を次の世代へ繋げ、多彩で豊かな地域資源の魅力を全国に発信することを、基本コンセプトとしておりますので是非会場にお越しください。また平成29年10月から下水道汚泥や生ごみなどの廃棄物を発電させエネルギーとして利活用する、バイオマス事業がスタートします。状況によりましては皆様のお力をお借りすることもあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。」と述べました。

その後清水宏臣委員の閉会の辞にて総会は終了しました。

懇親会は同ホテル3階にて開催され、会食をしながら会員同士業界の今後について語り合う貴重な時間が持てました。



来賓挨拶をする愛知県東三河総局新城設楽振興事務所 小澤課長



来賓挨拶をする豊橋市清原課長

■平成28年度事業計画

公益社団法人全国産業廃棄物連合会正会員協会に所属する会員（産業廃棄物許可業者）は、廃棄物の適正処理を推進することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが使命である。

これは倫理綱領の見出しです。我々一般社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下愛産協）会員はこの倫理綱領に則り、地域の環境保全並びに信頼関係を構築してまいりました。信頼を積み上げ継続していくことが、我々の義務と言っても過言ではありません。しかしこの倫理を忘れ不適正な処理等、法律に違反するような事例が出た場合は、いとも簡単に信頼を失います。失ってしまった信頼を再度構築させるためには、改めて会員が倫理綱領を再認識し業界がしっかりとした連携を持ち、再発防止、啓発、資質の向上に努めていかなければなりません。

昨年度、愛産協は愛知県及び愛知県すべての市町村と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結しました。

昨年は、関東地方で大雨による堤防決壊で多くの人々の生活が脅かされました。この地方でも過去に大きな被害がありました。我々は、この過去の経験を生かすと共に今後起こりうる災害を想定し、行政と地域の連携をより強固なものにしていかなければなりません。

本年度、東三河支部は倫理綱領に基づき、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上を図るための研修、地域貢献をしての産・官・民連携事業、災害時における行政との連携体制の協議、協会員の連携強化、そして広い視野での研修を基盤に事業を展開していきます。